明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第四条第一項の規定の承認の件（**文部科学・環境**一）　一
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**一一五）　八
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（**国土交通**六六一）　一六
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**六六一）　一六
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**同**六六三）　一七
○福島県双葉郡葛尾村の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（**環境**六五）　一八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三三
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、型式住宅部分等製造者の認証関係
地方公共団体
教育職員免許状失効・取消し関係
会社その他
会社決算公告

告　示

○**文部科学省**
環境省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月二十七日

文部科学大臣　下村　博文
環境大臣　石原　伸晃

承認番号　13—26P—0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	独立行政法人　農業生物資源研究所 理事長　廣近　洋彦 **茨**城県つくば市観音台2—1—2
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	複合病害抵抗性イネ（*WRKY45*遺伝子発現イネ、*Oryza sativa* L.日本晴；NIA—OS001—8）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：**茨**城県つくば市観音台3—1—3 名　称：独立行政法人　農業環境技術研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成29年3月31日まで 1　隔離ほ場の施設 (1) 部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場の周囲に、メッシュフェンスを設置している。 (2) 隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を記載した標識を見やすい所に掲げる。 (3) 鳥類の摂食を防ぐため、遅くとも出穂期までには、栽培区域に防鳥網を設置し、刈取り後に撤去する。なお、調査、収穫作業等のため防鳥網を外す場合には、できる限り短期間とし、作業等終了後、直ちに再度設置する。 (4) 栽培は慣行法に準じ、気象等に対応して防風網、ビニルハウス等の設置を行う場合がある。 (5) 使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えイネの種子等を洗浄するための洗場を設置している。 (6) 水田については、本遺伝子組換えイネの隔離ほ場外への漏出を防止するため、浸透ます等の設備を排水系統に設置している。 (7) 花粉の飛散を減少させるため、隔離ほ場の周りに防風林を備えている。